

重要事項説明書 (指定訪問看護)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからぬこと、わからぬことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「宮崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月17日宮崎県規則第56号」の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ライフプランPARTNERS株式会社
代表者氏名	代表取締役 東 弘樹
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	宮崎県都城市東町13-16 TEL:0986-66-8115 FAX:0986-66-8166
法人設立年月日	2019年6月13日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション ハート
介護保険指定事業所番号	4560290498
事業所所在地	宮崎県都城市上東町1-12-2
連絡先 相談担当者名	電話:0986-45-2577 ファックス番号:0986-45-2578 相談担当者: 小岩屋 康代
事業所の通常の 事業の実施地域	都城市・三股町・曾於市・小林市・西諸県郡

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	訪問看護ステーション ハートは、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	当事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事が出来る様に配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：30～17：30

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	8：30～17：30

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 小岩屋 康代
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	<p>1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。</p> <p>2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。</p> <p>3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p>	常勤 1名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<p>1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。</p> <p>2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>3 利用者へ訪問看護計画を交付します。</p> <p>4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。</p> <p>5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。</p> <p>6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。</p> <p>7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。</p> <p>8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	常勤 5名
看護職員 (看護師・准看護師)	<p>1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。</p> <p>2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。</p>	常勤 5名 非常勤 1名

理学療法士等	1 介護予防訪問看護計画に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常勤 1名 非常勤 0名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います	常勤 0名 非常勤 1名

3 提供するサービスの内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ 療養上のケア・処置 ⑪ 利用者・家族への指導 ⑫ 服薬管理 ⑬ その他医師の指示による医療処置 ⑭ 訪問看護報告書の作成

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の、金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの、金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料金

(1) 基本利用料（医療保険）

国が定めた診療報酬に従い徴収します。

その他の加算については別途説明します。

項目			1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで		555円	1,110円	1,665円
		准	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降		655円	1,310円	1,965円
		准	605円	1,210円	1,815円
緩和ケア・褥瘡ケア又は人工肛門、人工膀胱にかかる専門の看護師			12,850円	（月1回を限度）	
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に2人訪問した場合)	週3日まで		555円	1,110円	1,665円
		准	505円	1,010円	1,515円
	週4日以降		655円	1,310円	1,965円
		准	605円	1,210円	1,815円
訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者で同一日に3人以上訪問した場合)	週3日まで		278円	556円	834円
		准	253円	506円	759円
	週4日以降		450円	900円	1,350円
		准	303円	606円	909円
訪問看護基本療養費Ⅲ	ご利用者が入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊をしている者に対し、主治医から交付を受けた指示書及び訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です			850円	1,700円
訪問看護管理療養費	月の初日			767円	1,534円
	月の2日目以降（1日につき）			250円	500円
					750円

(2) 基本利用料（医療保険）【精神】

国が定めた診療報酬に従い徴収します。その他の加算については別途説明します。

項目			1割負担	2割負担	3割負担
精神訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日まで	30分未満	425円	850円	1,275円
			387円	774円	1,161円
		30分以上	555円	1,110円	1,665円
			505円	1,010円	1,515円
	週4日以降	30分未満	510円	1,020円	1,530円
			472円	944円	1,416円
		30分以上	655円	1,310円	1,965円
			605円	1,210円	1,815円

精神訪問看護基本療養費Ⅲ (同一日に2名)	週3日まで	30分未満	425円	850円	1,275円		
			387円	774円	1,161円		
		30分以上	555円	1,110円	1,665円		
			505円	1,010円	1,515円		
	週4日以降	30分未満	510円	1,020円	1,530円		
			472円	944円	1,416円		
		30分以上	655円	1,310円	1,965円		
			605円	1,210円	1,815円		
	週3日まで	30分未満	213円	426円	639円		
			194円	388円	582円		
		30分以上	278円	556円	834円		
			253円	506円	759円		
	週4日以降	30分未満	255円	510円	765円		
			236円	472円	708円		
		30分以上	328円	656円	984円		
			303円	606円	909円		
訪問看護基本療養費Ⅳ	入院中であり、在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた者に対し、精神訪問看護指示書及び精神訪問看護計画書に基づき、訪問看護を行った場合に算定する料金です。基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は入院中2回まで			850円	1,700円	2,550円	
訪問看護管理療養費	月の初日			767円	1,534円	2,301円	
	月の2日目以降（1日につき）			250円	500円	750円	

(3) 基本利用料（介護保険）

負担割合については介護保険負担割合証にて確認します。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。その他の加算については別途説明します。

基本利用料金（訪問看護）		1割負担	2割負担	3割負担
訪看Ⅰ 1	20分未満	314円	628円	942円
訪看Ⅰ 2	30分未満	471円	942円	1,413円
訪看Ⅰ 3	60分未満	823円	1,646円	2,469円
訪看Ⅰ 4	90分未満	1,128円	2,256円	3,384円
訪看Ⅰ 5 (理学療法士等の場合)	1回（20分以上）	294円	588円	882円
	1日に3回以上	所定単位数の100分の90		

基本利用料金（介護予防訪問看護）		1割負担	2割負担	3割負担
訪問 I 1	20分未満	303円	606円	909円
訪問 I 2	30分未満	451円	902円	1,353円
訪問 I 3	60分未満	794円	1,588円	2,382円
訪問 I 4	90分未満	1,090円	2,180円	3,270円
訪問 I 5 (理学療法士等の場合)	1回（20分以上）1年以内	284円	568円	852円
	1回（20分以上）1年超	279円	558円	837円
	1日に3回以上	所定単位数の100分の50		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者宛にお届け（郵送）します。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア 請求月の27日までにお支払い下さい。</p> <p>（ア）事業者指定口座への振り込み</p> <p>（イ）利用者指定口座からの自動振替</p> <p>（ウ）現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から30日以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

※

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者ご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	<p>ア 相談担当者氏名 小岩屋 康代</p> <p>イ 連絡先電話番号 0986-45-2577</p> <p>同ファックス番号 0986-45-2578</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 月曜～金曜 8:30～17:15</p>
--	--

※ 担当する看護職員としては、利用者ご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。
被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示、並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。尚、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。尚、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者	小岩屋 康代
(2) 成年後見制度の利用を支援します。		
(3) 苦情解決体制を整備しています。		
(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。		
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報します。		

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p>
--------------------------	--

	<p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

（1）サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏　名	続柄
	住　所　〒	
	電　話　番　号 携　帯　電　話 勤　務　先	
【主治医】	医療機関名 氏　名 電　話　番　号	

（2）緊急に看護に関する意見やサービス提供が必要になった場合

緊急時の連絡先について

1) 営業時間内 8:30 ~ 17:15 (※平日のみ)

TEL: 0986-45-2577

2) 営業時間外 随時対応いたします (※土日祝含む)

TEL: 080-9105-2767

※ 時間外の対応については別途同意書を頂き対応となります。

(基本的に事前に同意書にて申し込みが必要です)

11 事故発生時の対応方法について

- ・利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・訪問看護のサービス提供に伴い、事業者は下記損害賠償制度に加入します。

【市区町村（保険者）の窓口】 都城市役所 介護保険課	所在地 都城市姫城町 6-21 電話番号 0986-23-2114 受付時間 8:30～17:15 (土日祝は休み)
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定訪問看護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 主治医に、「訪問看護（予防）計画書」・「訪問看護（予防）報告書」等を作成し提出します。
- ② サービス提供をした際には、「訪問看護記録」等の書面に必要事項を記録します。
- ③ 訪問看護記録書等は情報通信機器を用い電子媒体にて管理を行います。
- ④ 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。

- ⑤ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ⑥ 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- ① 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 指定訪問看護サービス内容について

- このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先 : 0986-45-2577)

(2) その他の費用

①交通費の有無	通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費を請求いたします。1キロメートルあたり100円	
②キャンセル料	24時間前までの連絡の場合	キャンセル料不要
	12時間前までの連絡の場合	1提供当りの料金の10%
	12時間前までに連絡なしの場合	1提供当りの料金の30%

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者、及びその家族からの相談、及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 対応するための体制、及び手順は以下のとおりとします。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成している。
- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握する為、必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・苦情解決責任者は、訪問職員に事実関係の確認を行う。
- ・苦情解決責任者は、把握した状況をスタッフとともに検討し、時下の対応を決定する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション ハート	所在地 都城市上東町1-12-2 電話番号 0986-45-2577 ファックス番号 0986-45-2578 受付時間 8:30~17:15
【市町村（保険者）の窓口】 都城市役所 介護保険課	所在地 都城市姫城町6-21 電話番号 0986-23-2114 受付時間 8:30~17:15

【市町村（保険者）の窓口】 三股町役場 高齢者支援課 介護高齢係	所在地 北諸県郡三股町五本松 1-1 電話番号 0986-52-9062 受付時間 8:30~17:15
【市町村（保険者）の窓口】 曾於市役所 介護福祉課	所在地 鹿児島県曾於市末吉町二之方 1980 電話番号 0986-76-8807 受付時間 8:30~17:15
【公的団体の窓口】 宮崎県国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎市下原町 231-1 電話番号 0985-35-5301 受付時間 8:30~17:15

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「宮崎県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 平成24年12月17日宮崎県規則第56号」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所 在 地	宮崎県都城市東町 13-16	
	法 人 名	ライフプランPARTNERS株式会社	
	代 表 者 名	代表取締役 東 弘樹 印	
	事 業 所 名	訪問看護ステーション ハート	
	説 明 者 氏 名	小岩屋 康代 印	

上記内容説明を事業者から受け、内容について同意し重要事項説明書の交付を受けました。

年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

代理人	住 所	
	氏 名	印

訪問看護加算表

【医療保険】(共通)

項目			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急訪問看護加算	1日につき（1回に限り）	月14日目まで	265円	530円	795円	
		月15日目以降	200円	400円	600円	
難病等複数回訪問加算	1日に2回の場合	同一建物内2人未満	450円	900円	1,350円	
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	
	1日に2回の場合	同一建物内2人未満	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円	
長時間訪問看護加算	90分を超える場合			520円	1,040円	1,560円
乳幼児加算（6歳未満）	1日につき（1回に限り）	6歳未満の乳幼児	130円	260円	390円	
		別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合	180円	360円	540円	
複数名訪問看護加算	看護師等（週1回）	同一建物内2人未満	450円	900円	1,350円	
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円	
	准看護師（週1回）	同一建物内2人未満	380円	760円	1,140円	
		同一建物内3人以上	340円	680円	1,020円	
	その他職員と週3回	同一建物内2人未満	300円	600円	900円	
		同一建物内3人以上	270円	540円	810円	
	その他職員	1日に1回	同建2人未満	300円	600円	900円
			同建3人以上	270円	540円	810円
		1日に2回	同建2人未満	600円	1,200円	1,800円
			同建3人以上	540円	1,080円	1,620円
		1日に3回以上	同建2人未満	1,000円	2,000円	3,000円
			同建3人以上	900円	1,800円	2,700円
夜間・早朝訪問看護加算または深夜訪問看護加算	夜間（18時～22時） 早朝（6時～8時）		1回	210円	420円	630円
	深夜（22時～6時）		1回	420円	840円	1,260円
24時間対応体制加算	1月につき			680円	1,360円	2,040円
特別管理加算（月1回）	月1回			500円	1,000円	1,500円
	月1回			250円	500円	750円
退院支援指導加算（月1回か2回）	月2回			800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乗せ（1回限り）			200円	400円	800円

退院支援指導加算（月1回）	必要な場合	600円	1,200円	1,800円
	長時間にわたる場合	840円	1,680円	2,520円
在宅患者連携指導加算（月1回）	在宅療養で通院困難な場合	300円	600円	900円
在宅患者緊急時カンファレンス加算（月2回）	1回につき	200円	400円	600円
精神科重症患者支援管理連携加算	チームカンファレンスを週1回以上	840円	1,680円	2,520円
	チームカンファレンスを月1回以上	580円	1,160円	1,740円
看護・介護職員・連携強化加算	月1回	250円	500円	750円
専門管理加算	専門資格のある看護師が月1回以上訪問	250円	500円	750円
訪問看護情報提供療養費	月1回	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費Ⅰ	在宅	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費Ⅱ	特別養護老人ホーム等	1,000円	2,000円	3,000円
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	5円	10円	15円
訪問看護ベースアップ評価料	月1回	78円	156円	234円

(精神)

複数名訪問看護加算 (原則週3回まで)	保健師、看護師又は作業療法士 (1回)	同一建物内2人未満	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円
	保健師、看護師又は作業療法士 (2回)	同一建物内2人未満	900円	1,800円	2,700円
		同一建物内3人以上	810円	1,620円	2,430円
	保健師、看護師又は作業療法士 (3回以上)	同一建物内2人未満	1,450円	2,900円	4,350円
		同一建物内3人以上	1,300円	2,600円	3,900円
	准看護師（1回）	同一建物内2人未満	380円	760円	1,140円
		同一建物内3人以上	340円	680円	1,020円
	准看護師（2回）	同一建物内2人未満	760円	1,520円	2,280円
		同一建物内3人以上	680円	1,360円	2,040円
	准看護師（3回以上）	同一建物内2人未満	1,240円	2,480円	3,720円
		同一建物内3人以上	1,120円	2,240円	3,360円
	看護補助者又は精神保健福祉士 (週1日まで)	同一建物内2人未満	300円	600円	900円
		同一建物内3人以上	270円	540円	810円
精神科複数回訪問加算 (主治医の医療機関が精神科在宅患者支援管理料を算定する利用者)	1日2回	同一建物内2人未満	450円	900円	1,350円
		同一建物内3人以上	400円	800円	1,200円
	1日3回	同一建物内2人未満	800円	1,600円	2,400円
		同一建物内3人以上	720円	1,440円	2,160円

訪問看護加算表

【介護保険】

加算			1割負担	2割負担	3割負担
初回加算 (訪問看護・介護予防訪問看護)	退院時共同指導加算と重複なし	退院（所）した日に初回の訪問看護を行った場合	350円	700円	1,050円
		退院（所）した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	初回加算と重複なし1回に限り（特別な管理が必要な場合2回に限り）		600円	1,200円	1,800円
特別管理加算	特別加算（I）/1月につき1回		500円	1,000円	1,500円
	特別加算（II）/1月につき1回		250円	500円	750円
緊急時訪問看護加算	24時間連絡/1月につき1回		600円	1,200円	1,800円
夜間・早朝加算	初回緊急訪問に限り算定なし		所定単位数の100分の25増し		
深夜加算			所定単位数の100分の50増し		
ターミナルケア加算			2,500円	5,000円	7,500円
長時間訪問看護加算	1回につき90分以上 (特別管理加算算定者に限り)		300円	600円	900円
複数名訪問加算（I） 2人の看護師等が同時に訪問	30分未満		254円	508円	762円
	30分以上		402円	804円	1,206円
複数名訪問加算（II） 看護師と看護補助者が同時に訪問	30分未満		201円	402円	603円
	30分以上		317円	634円	951円
看護・介護職員連携強化加算	1月につき1回		250円	500円	750円
看護体制強化加算（I）	事業所が条件を満たした月に算定		550円	1,100円	1,650円
看護体制強化加算（II）			200円	400円	600円
（介護予防の場合） 看護体制強化加算			100円	200円	300円

年 月 日 以上について説明を受け同意いたしました。

利用者

印

代理人

印

訪問看護ステーション ハート